

公益社団法人黒石青年会議所特定資産等管理規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、本会議所の特定資産等の取得、維持、運用、並びに処分についての必要な事項を定める。

(種類)

第2条 本規則で「特定資産等」とは、特定資産をいう。

(特定資産等)

第3条 特定資産等は、次にあげる財産をもって構成する。

- (1) 特定費用準備資金
- (2) 資産取得・改良資金

(管理責任者)

第4条 特定資産等の管理責任者は理事長とする。

(特定資産等の管理方式)

第5条 特定資産等のうち、現金は確実な金融機関に預け入れるか、信託会社に託し、若しくは確実な有価証券に換えて保有するものとする。

(特定費用準備資金)

第6条 特定費用準備資金は、将来の特定の活動の実施のために支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る）に係る支出に充てるための資金をいう。

2. 特定費用準備資金を保有しようとするときは、事業ごとに、その活動の目的、計画期間、予定時期、積立限度額を算定し、理事会の決議を得なければならない。
3. 特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、事業ごとに明確に区分して管理する。
4. 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取崩すことができない。
5. 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、総会の決議を得なければならない。目的である活動の中止、事業年度終了時における積立限度額がその資金の額を下回るに至った場合についても同様とする。

(資産取得・改良資金)

第7条 資産取得・改良資金は、公益目的保有財産又は収益事業・管理活動財産の取得又は改良に充てるための資金をいう。

2. 資産取得・改良資金を保有しようとするときは、資金ごとに、その取得又は改良の目的、計画期間、予定時期、必要最低額を算定し、理事会の決議を得なければならない。
3. 資産取得・改良資金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、資金ごとに明確に区分して管理する。
4. 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取崩すことができない。

5. 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、総会の決議を得なければならない。目的である財産の取得又は改良の中止、事業年度終了時における必要最低額がその資金の額を下回るに至った場合についても同様とする。

(規則の改廃)

第8条 本規則の改廃は総会の決議による。

附 則

本規則は、一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。